

美浜原発の使用済燃料の敷地内乾式貯蔵施設の審査に関する 要 望 書

C断層の活動に伴う敷地内の地表のずれや地盤の隆起の影響評価が必要

2025年6月30日 美浜の会

原子力規制委員会委員長 山中伸介 様

同委員 各位

原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 地震・津波審査部門 御中

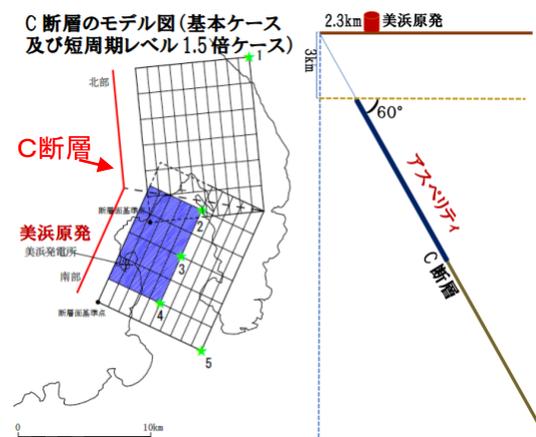
原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門 御中

関西電力美浜原発の乾式貯蔵施設の設置については、設置予定場所の直下にあるC断層が動いたときの乾式貯蔵施設への影響を評価することが必要だと考えるので、以下要望する。

7月7日までに、文書での回答を求める。

■ C断層の活動により、乾式貯蔵施設および周辺施設の地盤に、地表のずれや地盤の隆起が発生する可能性について検討し、施設への影響を評価すること

C断層は、右図のように、美浜原発の敷地の真下に位置する。C断層が動いた時の影響は、地震の揺れによる影響にとどまらない。C断層は、地表面に対し東方（陸側）に60度傾いているため断層上端の延長先は、美浜原発の敷地から約2km西側の海上となる。このため、敷地内の活断層として評価されていない。しかし、2016年熊本地震では、「主断層帯から10kmの範囲まで、顕著な地表変状が広い範囲で出現した」と指摘されている（『科学』2018年5月号の島崎論文）。C断層が動けば、敷地内に地表のずれが生じる可能性がある。



能登半島地震では最大約5mの地盤の隆起が発生した。国の地震本部（地震調査研究推進本部）は、この地震の震源断層を、主として南東傾斜の逆断層と推定している（規制委員会2025年3月27日技術情報検討会）。C断層は地表面に対し約60度東方に傾斜した逆断層である。真上にある乾式貯蔵施設の敷地地盤も能登半島地震のように隆起する可能性がある。

C断層の活動に伴う、以上のような危険性について慎重に検討し、乾式貯蔵施設への影響を評価するよう求める。

2025年6月30日

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満4-5-8 八方商事第2ビル301

TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581 mihama@jca.apc.org